

第74期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2022年6月29日（水曜日）
午前10時



新型コロナウイルス感染拡大防止のため、事前に書面（郵送）により議決権をご行使いただき、当日の来場を見合わせていただくことも含めご検討くださいますようお願い申し上げます。

開催場所

東京都中央区入船三丁目8番5号
当社本店3階ホール
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件

■ 株主の皆様へ



代表取締役社長
川野 茂

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
第74期定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

2022年3月期は、集合住宅給湯・暖房工事が堅調に推移したほか、前年度に新型コロナウイルス感染症の影響を受けたゴルフ場関連工事等が大きく改善しましたが、一方で、前年度における住宅メーカーなどの営業自粛により、新築戸建住宅の着工が減少したことが影響し、前年比減収減益となりました。2022年度も、新型コロナウイルスの問題に加え、ロシアのウクライナ軍事侵攻の資源価格高騰の影響など、先行きが不透明な要因はありますが、適宜適切な対応を講じてまいります。

さて、当社では、社会との共生を図りつつ、100年企業として成長する、すなわち「サステナビリティ経営」を基本方針とした、2022年度を初年度とする3か年の中期経営計画「STEP 2024」を策定いたしました。ガス工事会社という企業イメージから、総合設備工事会社として皆様に認知していただけるよう、建物内の設備工事を担う建築設備事業を拡大し、新たな中核事業として育て上げると共に、環境への対応や、多様な働き方の実現、コーポレートガバナンス・コードへの対応などに加え、より株主重視の経営スタンスを打ち出し、株主還元の強化にも取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご指導ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

2022年6月

企業理念

存在意義『豊かな暮らしのために』

私たちは、安心と心地よさを提供し、
豊かな未来のためにライフラインを支え、
社会に貢献します。

経営姿勢『お客様から選ばれ続けるために』

確かな技術と品質で
お客さまに安心をお届けし、
社員が安心して働ける
職場環境をつくります。
きめ細かな感性でお客さまの信頼に応え、
ひとを尊重しお互いを信頼し合える
企業風土をつくります。

行動規範『羽ばたき続けるために』

私たちは、常に感性を磨き、感じ・考え、
自ら行動します。

目次

株主の皆様へ	1
第74期定時株主総会招集ご通知	3
議決権行使についてのご案内	6
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	7
第2号議案 定款一部変更の件	8
提供書面	
事業報告	
1. 会社の現況に関する事項	10
2. 会社の株式に関する事項	22
3. 会社の新株予約権等に関する事項	22
4. 会社役員に関する事項	23
5. 会計監査人に関する事項	29
6. 業務の適正を確保するための体制につ いての決定内容の概要	30
7. 業務の適正を確保するための体制の運用 状況の概要	34
計算書類	38
監査報告	41

株主各位

証券コード 1981

2022年6月9日

東京都中央区入船三丁目8番5号

株式会社協和日成

代表取締役社長 川野 茂

第74期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第74期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月28日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

新型コロナウイルス感染拡大に伴う当社の対応について

- 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、事前に書面（郵送）により議決権をご行使いただき、当日の来場を見合わせていただくことも含めご検討くださいますようお願い申し上げます。
- 感染予防および拡大防止のため、当社運営スタッフはマスク着用で対応させていただきますので、あらかじめご了承ください。
- 株主総会にご出席の皆様には、株主総会会場内にてマスクの着用、体温の測定等をお願いする場合がございます。また、37.5℃以上の熱や咳等の症状がある株主様については、株主総会会場内への入場を制限させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- 今後の状況変化により、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト (<http://www.kyowa-nissei.co.jp/>)

記

1 日 時	2022年6月29日（水曜日）午前10時
2 場 所	東京都中央区入船三丁目8番5号 当社本店3階ホール
3 目的事項	<p>報告事項 第74期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容および計算書類の内容報告の件</p> <p>決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件</p>
4 議決権行使についてのご案内	6頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以上

議決権行使のご案内



書面（郵送）により
議決権を行使していただく
場合

- ▶ 同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月28日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。



株主総会への出席により
議決権を行使していただく
場合

- ▶ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 当日は軽装（クールビズ）にて実施させていただきますので、株主様におかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。
- 当社では定款の定めにより、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令および当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。
なお、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した計算書類には、本招集ご通知記載のもののほか、この「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト (<http://www.kyowa-nissei.co.jp/>)

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社の配当方針に基づき、当期の業績等を勘案した結果、第74期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金28円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、322,355,600円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月30日といたしたいと存じます。

<ご参考>

1株当たり配当金

(単位：円)



配当方針

当社は、株主の皆様に対する適正な利益還元を経営の最重要政策の一つとして認識しております。配当につきましては、経営基盤の強化に留意しつつ、当期の業績ならびに経営環境や今後の事業展開に備えるための内部留保の充実などを総合的に勘案し、長期的かつ安定的な配当を維持・向上することを基本とし、業績に応じた配当を検討する上での基準につきましては、配当性向30%を目標としております。

なお、非日常的な特殊要因により当期純利益が大きく変動する場合は、その影響を除いて配当金額を決定することがあります。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第16条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設および削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

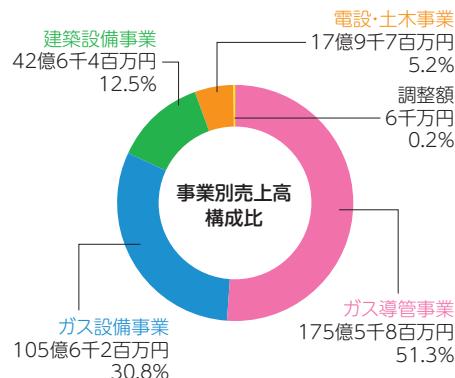
（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） <u>第16条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p>
(新 設)	<p><u>(附則)</u></p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p>
(新 設)	<p>第1条 定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および定款第16条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</p> <p>3 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

1 | 会社の現況に関する事項 |

	第74期 (2022年3月期)	前事業年度比
売上高	342億44百万円	0.7%減
営業利益	12億59百万円	10.5%減
経常利益	14億3百万円	11.7%減
当期純利益	10億78百万円	38.0%減



(1) 会社の現況に関する事項

① 事業の経過およびその成果

当事業年度におけるわが国の経済を概観しますと、年度当初は、新型コロナウイルス感染症の影響により、緊急事態宣言の発出と解除、新規感染者数の増加と減少に合わせて、経済活動の制限と緩和が繰り返される中で、業績回復を背景に企業景況感が改善し、設備投資は緩やかな増加が見られました。また、雇用が緩やかに改善し、賃金が増加する中で、対面型サービス需要や自動車販売などを中心に、個人消費も持ち直しました。ただし、対面型サービス業を取り巻く環境は極めて厳しい状況にあり、業種間での格差は開いたままの状態です。

9月30日で4回目の緊急事態宣言が全面解除となり、ワクチン接種の進展を受けて、感染拡大防止と経済活動の両立が進む中で、感染力の強いオミクロン株の世界的な流行により年明けにはまん延防止等重点措置が発出されたことで、個人消費は持ち直しが一服し、企業景況感も悪化したものの、業績の回復を背景に設備投資は緩やかな増加が続いております。

しかしながら、まん延防止等重点措置は解除されたものの、新規感染者数が高止まりで推移し、半導体不足や3月に発生した福島県沖地震等の影響で自動車産業を中心に下振れるリスクがあるほか、2月にはロシアがウクライナに軍事侵攻を行ったことにより、ロシアに対する依存度の高いエネルギー資源、鉱物資源、水産資源の調達元の多様化や、代替財の調達が滞った場合、消費者物価の上昇を通じた個人消費の減退や、企業業績の悪化に伴う設備投資の抑制が懸念されております。加えて、アメリカが政策金利を引き上げる一方で日本は従来のゼロ金利政策を維持するとした日米の金融政策の方向性の違いにより急速に進んでいる円安による企業収益や個人消費への影響が懸念されるなど、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

このような状況の中、不動産・建設業界におきましては、近年の気候変動の影響による気象災害の激甚化・頻発化、南海トラフ地震・首都直下地震の発生可能性の切迫を受け、2021年度より始まった「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」による防災・減災対策、予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策は、堅調に推移いたしました。また、2020年の緊急事態宣言の発出による工事現場の稼働停止や海外における製造の混乱による資材等の調達遅延の発生などによる落ち込みの反動、在宅ニーズの高まりによる住環境の見直しなどにより、2021年の新設住宅着工戸数については、前年を41,144戸上回る856,484戸となり、5年ぶりの増加となりました。一方で、需要に対する慢性的な技術者不足は改善されておらず、建設資材の価格高騰に伴う建設コストの上昇も相まって、工期の長期化やコスト増などが顕著となっており、採算悪化が懸念される状況が続いていることに加え、猶予期間の終了が迫っている時間外労働の上限規制など、先行きを見通した柔軟な対応が一層重要となっております。

また、エネルギー業界におきましては、小売全面自由化により、これまでのエネルギー供給だけではない各種サービスの提供といった事業領域の拡大に向けて、エネルギー事業者間の競争が一層激しさを増してきたことで、引き続き電力・ガスともに一層のコスト削減の動きが顕著となることが予想されます。それに伴い、当社が受注する主要取引先であるガス事業者の設備投資計画に伴う工事発注方式の変更が懸念されるほか、2022年4月より実施された導管事業分離により、ガス事業者の政策転換や当社も含めた工事会社に対する取引方針の見直しなどが実施された場合には、当社の事業環境への影響が懸念されます。

このような経済環境のもと当社におきましては、集合住宅給湯・暖房工事やLCS（戸建住宅における給排水衛生設備工事）、東京電力パワーグリッド株式会社の設備投資計画に伴う管路埋設工事が堅調に推移したほか、2020年度、新型コロナウイルス感染拡大により大きく影響を受けたイリゲーション工事（緑化散水設備工事）やリノベーション工事（排水管ライニング工事を含めた改修工事）が大幅に改善いたしました。しかしながら、2020年度、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、新築戸建住宅において住宅メーカーなどの営業自粛などにより着工件数が減少したことに伴いガス設備新設工事の当期への繰越完成案件が減少したほか、新築建物に関連した給排水衛生設備工事において受注は堅調に推移したものの、案件の多くが翌期以降の完成となりました。

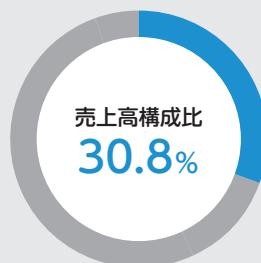
この結果、売上高は342億4千4百万円（前事業年度比0.7%減）となり、原価率の高い案件の完成が多かったことにより営業利益12億5千9百万円（同10.5%減）、経常利益14億3百万円（同11.7%減）となりました。また、当期純利益につきましては、10億7千8百万円となりましたが、2020年度はガス導管維持管理事業移転に伴う事業譲渡益8億9千4百万円を特別利益に計上したため、前事業年度比では38.0%減となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

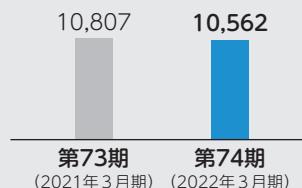
なお、当社は、当事業年度より、ガス設備事業に含めていた一部工種について、管理所管を変更したため、前事業年度比較については、前事業年度の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しております。

ガス設備 事業

売上高 10,562百万円



売上高 (単位：百万円)



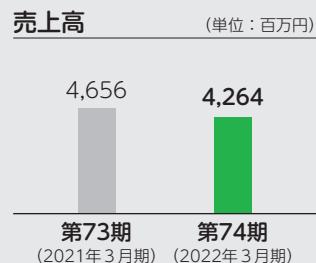
半導体不足による給湯器の納入遅延の影響はあったものの、新規受注先の獲得などにより機器工事やLCS（戸建住宅における給排水衛生設備工事）は引き続き堅調に推移いたしました。しかしながら、2020年度、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、新築戸建住宅の着工件数が減少傾向で推移したことに伴い、ガス設備新設工事の当期繰越完成案件が減少したことに加え、当期受注は堅調に推移したものの、案件の多くが翌期以降の完成となりました。この結果、売上高は105億6千2百万円（前事業年度比2.3%減）となり、売上高の減少に伴う利益の減少に加え、ガス設備新設工事において原価率の高い案件の完成が多かったことにより、経常利益は4億5千万円（同25.5%減）となりました。

なお、手持工事高は31億5千7百万円となりました。



建築設備 事業

売上高 4,264百万円



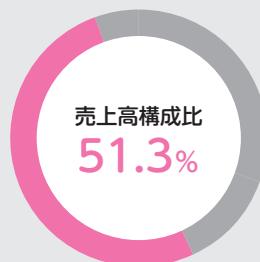
集合住宅給湯・暖房工事が引き続き堅調に推移したほか、2020年度、新型コロナウイルス感染拡大により、工事自粛を余儀なくされたリノベーション工事が大幅に改善いたしました。しかしながら、工場施設関連の営繕工事は大型の計画工事が減少したほか、新築建物に関連した給排水衛生設備工事の受注は堅調に推移したものの、案件の多くが翌期以降の完成となりました。この結果、売上高は42億6千4百万円（前事業年度比8.4%減）となり、給排水衛生設備工事およびGHP工事において、原価率の高い案件の完成が多かったことにより、経常損失1億7千1百万円（前事業年度は9千5百万円の経常利益）となりました。

なお、手持工事高は46億9百万円となりました。

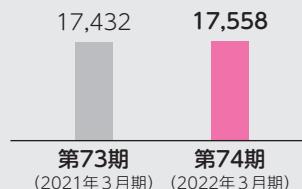


ガス導管 事業

売上高 17,558百万円

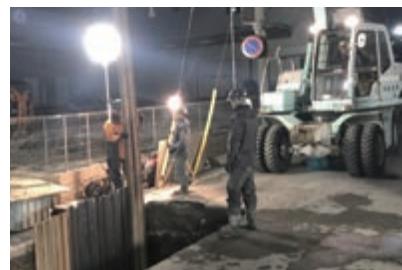


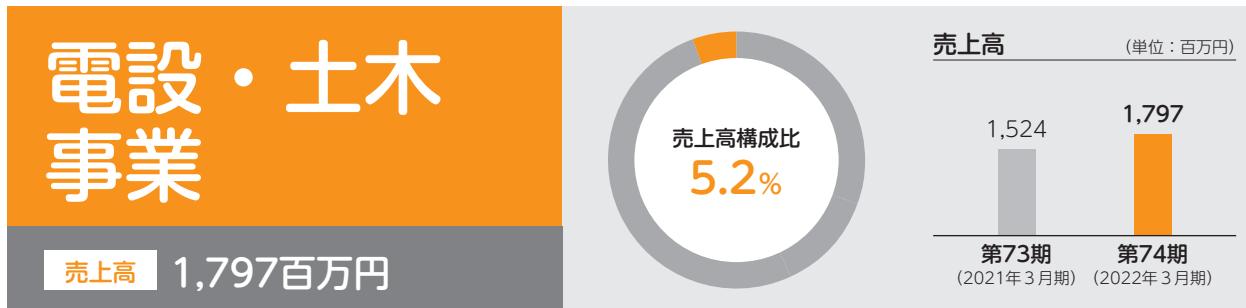
売上高 (単位：百万円)



主要取引先であります東京ガス株式会社（現 東京ガスネットワーク株式会社）の設備投資計画による受注は堅調に推移したものの、都・国道などの難工事が増加したことにより工事の進捗が低下し、翌期繰越案件が多く発生したことにより、当期の完成は微減となりましたが、静岡ガス株式会社および北海道ガス株式会社の設備投資計画による工事は引き続き堅調に推移いたしました。この結果、売上高は175億5千8百万円（前事業年度比0.7%増）となりました。利益面につきましては、売上高の増加に伴う利益の増加に加え、働き方改革対応の一環として、工事監督業務の効率化を推進したこと、および拠点間連携を図り、機動的な施工管理体制を整えたことなどにより生産性が向上し、経常利益は10億5千9百万円（同23.9%増）となりました。

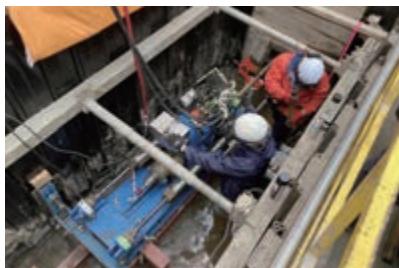
なお、手持工事高は86億2千6百万円となりました。





主要幹線道路での工事が大半である電設保守工事は、東京オリンピック・パラリンピック開催期間中の工事が抑制されたことにより受注量が減少いたしました。しかしながら、東京電力パワーグリッド株式会社の設備投資計画に伴う管路埋設工事において大型案件が完成したほか、2020年度、新型コロナウイルス感染拡大により、計画工事の発注凍結や見送りが発生したイリゲーション工事は、ゴルフ場の集客数回復に伴い、積極的に設備投資を行うコースが増えたことにより大幅に改善いたしました。この結果、売上高は17億9千7百万円（前事業年度比17.9%増）となり、利益面につきましては、売上高の増加に伴う利益の増加により、経常利益6千4百万円（同93.0%増）となりました。

なお、手持工事高は6億1千2百万円となりました。



② 資金調達の状況

該当事項はありません。

③ 設備投資の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

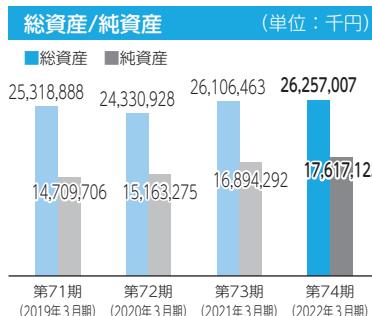
⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

⑧ 直前3事業年度の財産および損益の状況



区分		第71期 (2019年3月期)	第72期 (2020年3月期)	第73期 (2021年3月期)	第74期 (当事業年度) (2022年3月期)
受注高	(千円)	35,718,108	35,079,002	34,166,697	35,011,092
売上高	(千円)	34,374,196	34,947,998	34,485,637	34,244,246
当期純利益	(千円)	738,883	908,276	1,739,841	1,078,975
1株当たり当期純利益	(円)	64.18	78.89	151.12	93.72
総資産	(千円)	25,318,888	24,330,928	26,106,463	26,257,007
純資産	(千円)	14,709,706	15,163,275	16,894,292	17,617,122
1株当たり純資産	(円)	1,277.68	1,317.08	1,467.43	1,530.23

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

⑨ 重要な親会社および子会社の状況

当社は、2021年4月1日付でガイアテック株式会社の株式を取得し、同社を当社の完全子会社といたしました。

⑩ 対処すべき課題

2020年度の緊急事態宣言の発出による工事現場の稼働停止や海外における製造の混乱による資材等の調達遅延の発生などによる落ち込みの反動、新しい生活様式としてテレワーク等の働き方の選択や在宅ニーズの高まりによる住環境の見直しなどにより、首都圏の住宅着工戸数は横ばいで推移すると予想されています。また、近年の気候変動の影響による気象災害の激甚化・頻発化、南海トラフ地震・首都直下地震の発生可能性の切迫を受け、2021年度より始まった「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」による防災・減災対策、予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策や新築建物に比べ耐震性・機能性・防犯性に劣っている既築建物の維持管理・更新市場も堅調に推移することが見込まれています。加えて、主要取引先の設備投資計画についてもほぼ横ばいで推移することが予測されており、当社を取り巻く中長期的な事業環境は大きく変化することはないと予想されま

す。しかしながら、2025年度以降当社の売上・利益の大きな柱であるガス導管事業においては、他の管種の経年管取替工事がメインとなるため、売上・利益面において今までと異なった局面を迎えるものと想定されます。また、建設業界における就労者の高齢化と担い手不足、猶予期間の終了が2年後に迫っている時間外労働上限規制の適用など、様々な課題への対応を迫られています。

これらの事業環境の変化に対応し、社会との共生を図りつつ、100年企業として成長し続ける、すなわち「サステナビリティ経営」を基本方針として、「事業戦略」、「CSRの推進」、「株主還元強化」、「筋肉質な企業体質作り」、「経営基盤強化」の5つを重要施策に掲げた2022年度を初年度とする中期経営計画「STEP 2024」(Sustainable Evolution Plan)を策定いたしました。

「STEP 2024」では、前中期経営計画に引き続き「変わる・変える・創る」をスローガンに、今次中期経営計画期間において、将来を見据えた事業ポートフォリオの構築を図り、同時にかねてからの課題である一社依存度の低減を図ることとしております。一方で、2022年4月の東証市場再編を契機として、従来にも増して高度なガバナンス体制作りと資本問題への取り組みも重要な経営課題と認識しております。

持続的に発展、成長するために、既存の事業領域に加えて、建物内の設備工事を担う建築設備事業を新たな中核事業の一つに育てあげていただくことを「事業戦略」の最重要施策に掲げ、情報共有を密に行い販工一体となって幅広い顧客ニーズに対応すべく本年4月に営業部門と施工部門を再編し、一括受注・施工体制をより強化し、ガス工事会社という企業イメージから総合設備工事会社として社会的に認知していただくことを目指してまいります。

また、環境への対応や多様な働き方の実現、2年後に迫った働き方改革への対応や事業運営の基盤となるコンプライアンスの推進、コーポレートガバナンス・コードへの対応に加え、従来以上に株主重視の経営スタンスを打ち出し、株主還元を強化してまいります。

さらに、デジタル技術の活用を含めた全社的な業務効率化を着実に推進するための専管組織を立ち上げ、ワークフローの見直しやデジタル技術の導入等で業務の効率化を図っていくとともに、リスク管理の枠組みの定着と実効性の向上、建設業にとって欠かすことのできない安全衛生や品質への取り組みに加えて、東証市場構造改革を踏まえた資本問題への取り組みにも注力してまいります。

なお、収束の見通しがいまだ見えない、新型コロナウイルス感染症に対しては、これまでと同様に感染予防対策を図りつつ、発注者との連携を密にし、当社グループ協力会社を含めた施工体制の機動性確保に努めてまいります。

新型コロナウイルス問題やロシアのウクライナ軍事侵攻による資源価格高騰、2021年度末より急速に進んでいる円安による資機材の高騰の影響など不透明な要因に対して、適宜適切な対策を講ずるとともに、中期経営計画で掲げた各事業戦略と戦略を支える諸施策を着実に実施し、「信頼される企業グループ」として社業発展にまい進していく所存でございますので、株主の皆様におかれましては、引き続きましてのご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

⑪ 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

当社は、主に東京ガス株式会社のガス設備事業(屋内配管工事・戸建住宅暖冷房給湯工事)、ガス導管事業(本支管理設工事・供給管工事)を主体としておりますが、そのほか建築設備事業(建築工事・給排水衛生設備工事・空気調和設備工事・集合住宅暖冷房給湯工事)、電設・土木事業(電気管路洞道埋設工事・上下水道工事・土木工事)を営み、総合設備工事業として事業活動を展開しております。

⑫ 主要な営業所（2022年3月31日現在）

本社	東京都中央区
支店	北海道札幌市東区、東京都葛飾区、東京都渋谷区、東京都国分寺市、神奈川県川崎市高津区、千葉県千葉市美浜区、埼玉県さいたま市中央区、静岡県静岡市駿河区
営業所	東京都足立区、東京都世田谷区、東京都国分寺市、東京都西東京市、神奈川県川崎市高津区、神奈川県大和市、埼玉県さいたま市中央区
事業所	東京都葛飾区、東京都立川市、神奈川県大和市、埼玉県さいたま市中央区
出張所	東京都世田谷区、千葉県千葉市美浜区

⑬ 使用人の状況（2022年3月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
777名	9名増	44.3歳	16.5年

（注）使用人数は、他社への出向者を除き、他社からの受入者は含んでおります。

⑭ 主要な借入先（2022年3月31日現在）

借入先	借入額（千円）
株式会社三菱UFJ銀行	24,000
株式会社三井住友銀行	36,000
株式会社みずほ銀行	28,000
三井住友信託銀行株式会社	12,000

⑮ その他会社の現況に関する重要な事項

記載すべき重要な事項はありません。

2 | 会社の株式に関する事項 |

(1) 株式に関する事項（2022年3月31日現在）

- | | |
|--------------|-------------------------------|
| ① 発行可能株式総数 | 32,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 11,512,700株（自己株式287,300株を除く。） |
| ③ 株主数 | 627名（うち単元株主数 547名） |
| ④ 大株主（上位10名） | |

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
城北興業株式会社	2,057,100	17.87
東京瓦斯株式会社	1,062,000	9.22
朝日生命保険相互会社	624,000	5.42
株式会社三菱UFJ銀行	570,000	4.95
株式会社麻生	522,500	4.53
株式会社ナガワ	499,800	4.34
株式会社三井住友銀行	400,000	3.47
株式会社アルファロード	394,000	3.42
北村眞隆	355,900	3.09
株式会社みずほ銀行	350,000	3.04

（注）持株比率は自己株式（287,300株）を控除して計算しております。

(2) その他会社の株式に関する重要な事項

記載すべき重要な事項はありません。

3 | 会社の新株予約権等に関する事項 |

該当事項はありません。

4 | 会社役員に関する事項 |

(1) 取締役および監査役の状況（2022年3月31日現在）

地位および担当	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役社長 社長執行役員	川野茂	—
常務取締役 常務執行役員 エンジニアリング事業本部長	福島博喜	—
常務取締役 常務執行役員 監査室担当役員、企画室担当役員兼務	癸生川浩樹	—
常務取締役 常務執行役員 パイプライン事業本部長	古平光一	—
取締役 執行役員 安全品質管理室担当役員	野村郁雄	—
取締役 執行役員 コーポレート本部長	森凡浩	—
取締役 執行役員 パイプライン事業本部ガス導管部長	森川久男	—
取締役 執行役員 エンジニアリング事業本部副本部長、 エンジニアリング事業本部ガス設備部長兼務	佐々木靖彦	—
取締役	初瀬良治	—
取締役	池田俊雄	—
常勤監査役	山口雄司	—
常勤監査役	神長建史	—
監査役	戸原健夫	精工化学株式会社社外監査役
監査役	舘茜	由比税理士法人代表社員 株式会社由比企画取締役

- (注) 1. 取締役初瀬良治、池田俊雄の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役戸原健夫、舘茜の両氏は、社外監査役であります。
3. 監査役戸原健夫氏は、金融機関における永年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役舘茜氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役初瀬良治氏および池田俊雄氏ならびに監査役戸原健夫氏および舘茜氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

6. 取締役以外の執行役員は次のとおりであります。

執行役員の地位および担当	氏名	重要な兼職の状況
執行役員 営業本部長、営業本部営業2部長兼務	青山弘之	—
執行役員 パイプライン事業本部広域事業部長	飯塚茂	—
執行役員 パイプライン事業本部静岡支店担当理事	古杉富亮	—
執行役員 営業本部営業1部長、営業本部渋谷支店長兼務	大開栄一	—
執行役員 パイプライン事業本部東京西事業所長	河野文彦	—
執行役員 エンジニアリング事業本部足立営業所長	佐藤和彦	—
執行役員 コーポレート本部総務部長	加藤宏行	—
執行役員 安全品質管理室長	吉野守	—
執行役員 エンジニアリング事業本部エンジニアリング企画部長	宮田克紀	—
執行役員 コーポレート本部経理部長	榊田博俊	—

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、200万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

(3) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役および監査役ならびに執行役員であり、保険料については、基本保険料は当社が負担し、特約保険料は取締役および監査役が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであります。

また、当該保険契約は1年毎に契約更新しており、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(5) 取締役および監査役の報酬等の総額

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	192,597 (10,500)	192,597 (10,500)	—	—	12 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	35,812 (7,200)	35,812 (7,200)	—	—	4 (2)
合 計 (うち社外役員)	228,410 (17,700)	228,410 (17,700)	—	—	16 (4)

- (注) 1. 上記取締役の支給人員には、2021年6月29日開催の第73期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役3名を含み、無報酬の取締役1名を除いております。
2. 上記取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与、執行役員兼務取締役の執行役員分報酬は含まれておりません。なお、執行役員兼務取締役については、執行役員分報酬の支給はありません。
3. 上記の報酬等の総額には、当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額34,837千円（取締役32,325千円、監査役2,512千円）が含まれております。

② 当事業年度において支払った役員退職慰労金

2021年6月29日開催の第73期定時株主総会の決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した取締役に支払った役員退職慰労金は以下のとおりであります。

取締役 3名 220,199千円

(金額には、上記①および過年度の事業報告において取締役の報酬等を含めた役員退職慰労引当金繰入額として、取締役3名220,199千円が含まれております。)

③ 業績連動報酬等に関する事項

該当事項はありません。

④ 非金銭報酬等に関する事項

該当事項はありません。

⑤ 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2003年6月27日開催の第55期定時株主総会において月額2,500万円以内（ただし、使用人分給与、執行役員分報酬は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、8名です。

監査役の報酬限度額は、2001年6月28日開催の第53期定時株主総会において月額500万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。

⑥ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、役員の処遇に関する規程を取締役会において定めており、報酬の決定については、株主総会で承認された取締役の報酬総額の範囲内で、代表取締役の報酬額を100とした場合に、役職ごとに定められた一定の割合におさめることを規定しております。また、取締役会において会長および社長に一任することができる旨を規定しております。

決定された個人別の報酬額については、コーポレート本部長、総務部長、企画室担当役員が役員の処遇に関する規程に沿ったものであることを確認しております。また、報酬の付与時期については、各取締役の報酬額の12分の1相当額を従業員給与の支給日と同一の日に支給するものとしております。

⑦ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る委任に関する事項

各取締役の個別の報酬につきましては、取締役会において代表取締役社長川野茂に一任し、同氏が役員の処遇に関する規程に基づき算定し、決定しております。

代表取締役に各取締役の個別の報酬を一任している理由は、当社の企業規模、業績等を勘案し、代表取締役に一任することが適切であり、また、専権事項であるとの認識によるものであります。

⑧ 社外役員が親会社等または親会社等の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

(6) その他会社役員に関する重要な事項

2022年4月1日付にて、次のとおり取締役ならびに執行役員の地位および担当に変更がありました。

地位および担当		氏名	重要な兼職の状況	
常務取締役	役員	デジタルイノベーション推進室担当役員	福島博喜	—
取締役	役員	安全品質環境室担当役員	野村郁雄	—
取締役	役員	パイプライン事業本部副本部長、 パイプライン事業本部ガス導管部長兼務	森川久男	—
取締役	役員	エンジニアリング事業本部長	佐々木靖彦	—
執行役員		ファシリティ事業本部長	青山弘之	—
執行役員		ファシリティ事業本部副本部長	大開栄一	—
執行役員		エンジニアリング事業本部ガス設備部長	河野文彦	—
執行役員		ファシリティ事業本部総合設備営業部長	佐藤和彦	—
執行役員		ファシリティ事業本部建築設備部長	吉野守	—
執行役員		エンジニアリング事業本部エンジニアリング計画部長	宮田克紀	—
執行役員		デジタルイノベーション推進室長	榎田博俊	—

(7) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

氏名	重要な兼職の状況
取締役 初瀬 良治	該当事項はありません。
取締役 池田 俊雄	該当事項はありません。
監査役 戸原 健夫	精工化学株式会社 社外監査役
監査役 舘 茜	由比税理士法人 代表社員 株式会社由比企画 取締役

- (注) 1. 当社と精工化学株式会社との間には特別の関係はありません。
2. 当社と由比税理士法人との間には特別の関係はありません。
3. 当社と株式会社由比企画との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏名	出席状況、発言状況および 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 初瀬 良治	<p>当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回すべてに出席いたしました。</p> <p>企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い知識と見識に基づき、取締役会では専門的見地と客観的・中立的な立場から積極的に意見を述べており、経営の監督と経営全般への助言等を行うなど、取締役会の活性化および意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、計画進捗会議、経営品質委員会や中計検討会等、取締役会以外の社内会議に出席し適宜必要な発言を行っており、社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。</p>
取締役 池田 俊雄	<p>2021年6月29日就任以降、当事業年度に開催された取締役会11回のうち11回すべてに出席いたしました。</p> <p>企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い知識と見識に基づき、取締役会では専門的見地と客観的・中立的な立場から積極的に意見を述べており、経営の監督と経営全般への助言等を行うなど、取締役会の活性化および意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、計画進捗会議、経営品質委員会や中計検討会等、取締役会以外の社内会議に出席し適宜必要な発言を行っており、社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。</p>
監査役 戸原 健夫	<p>当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回すべてに、また、監査役会16回のうち16回すべてに出席いたしました。</p> <p>金融機関における永年の経験と財務等に関する豊富な知見に基づく専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、客観的な立場から業績やその他経営の状況を把握し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。</p>
監査役 舘 茜	<p>当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回すべてに、また、監査役会16回のうち16回すべてに出席いたしました。</p> <p>税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、客観的な立場から業績やその他経営の状況を把握し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。</p>

5 | 会計監査人に関する事項 |

(1) 名称 藍監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額 (千円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28,350
当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28,350

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等の額について監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画を実現するために必要な監査日数、監査時間および人数等についての資料を入手し説明を受けた上で、報酬見積もりの算定根拠について確認し審議した結果、これらについて適切であると判断いたしました。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告いたします。

6 | 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

(1) 取締役の職務の執行にかかわる情報の保存および管理に関する体制

代表取締役を含む各取締役が決裁する書類については、当社文書規程に従い適切に保存および管理の運用を実施し、必要に応じて各規程の見直しを行う。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社はグループ全体のリスク管理について定める「リスク管理規程」を制定し、全社的なリスク管理の基本的枠組みを定めるほか、各部門における適切なリスク管理体制を整備する。
- ② 当社は事業運営に重大な影響を及ぼすリスクについて、リスクマップを策定し抽出するとともに、リスクの回避または低減のための対応策について経営品質委員会にて評価し必要に応じて見直しを行う。
- ③ 当社は自然災害などの重大災害に備え、「BCP（事業継続計画）」を策定し、役職員に周知するとともに定期的に訓練等を実施する。
- ④ 当社はISO 9001:2015規格で培ったノウハウを進化させ、当社独自に策定した品質管理システム【QP（Quality Plus）マネジメントシステム】に基づいて、クレーム処理、是正処置、予防処置を実施するとともに、代表取締役を委員長とした品質マネジメント会議にて、情報の共有と全社展開を推進する。
- ⑤ 「個人情報管理規程」、「特定個人情報（マイナンバー）取扱規程」、「情報管理規程」、「情報システム利用規程」に基づき、全社的な情報資産の機密性、安全性、可用性を確保する。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 職務執行に関しては、執行役員制度を導入している。
- ② 事業部制を採用し、取締役会において各事業部を担当する執行役員本部長を任命する。
- ③ 社長直轄組織を設置し、取締役会において各直轄組織を担当する執行役員を任命する。
- ④ 各本部の各部門の長は、取締役会において任命する。
- ⑤ 経営企画のマネジメントについては、毎年策定される年度計画に基づき、各業務執行ラインにおいて目標達成に向け施策を設け、その実施にあたる。また、経営目標が当初の予定どおり進捗しているか、計画進捗会議にて定期的に業績報告を行い検証する。
- ⑥ 日常の業務執行に際しては、「業務分掌規程」、「職務権限規程」に基づき権限の委譲が行われ、各階層の責任者が意思決定ルールにのっとり業務を遂行する。

(4) 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は証券取引所におけるコーポレートガバナンス・コードの策定に伴う上場制度の整備を受け、ガバナンスガイドラインを定める。
- ② 当社はより確かなコーポレート・ガバナンスのために、独立役員として社外取締役2名および社外監査役2名を届け出する。
- ③ 各部門の長を委員としたコンプライアンス推進会議において定めた年度実施計画の基本方針に基づき、各部門で強化策を展開するとともに、コンプライアンスに関する研修等を実施することによって「協和日成グループ行動基準」の浸透とコンプライアンスマインドの継続的な高揚を図ることとする。また、「協和日成グループ行動基準」において、反社会的な勢力・団体との関係の遮断を明文化することで全社員に対し会社の意思を表明するとともに、本社地区特殊暴力防止対策協議会への加盟、本社・各拠点に不当要求防止責任者を選任し、反社会的な勢力・団体に関する情報の収集・管理や対応マニュアルの整備等、体制構築に向けての検討を行い、積極的に全社展開を推進する。
- ④ 内部統制システムの体制整備に関する基本方針にのっとり、財務報告に係る内部統制監査に加え、業務・コンプライアンス監査を実施する。

(5) 次に掲げる当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社の子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（以下「取締役等」という。）の職務の執行にかかわる事項の当社への報告に関する体制
 - イ. 当社は「関係会社管理規程」に基づき、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報の報告・承認について監督する。
 - ロ. 子会社の取締役には当社の取締役または執行役員が1名以上就任する。また、子会社の監査役には当社の取締役・執行役員または監査役が1名以上就任し、子会社における業務および財務の状況を定常的に監督するとともに、重要な情報はその任に当たる取締役・執行役員または監査役が当社の取締役会に報告する。

② 子会社の損失の危険に関する規程その他の体制

- イ. 当社はグループ全体のリスク管理について定める「リスク管理規程」を制定し、同規程に基づきグループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理する。
- ロ. 当社は自然災害などの重大災害に備え、「BCP（事業継続計画）」を策定し、子会社の役職員に周知するとともに定期的に訓練等を実施する。

③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 当社は子会社に対して、当社の職務権限規程に準拠した体制を構築させる。
- ロ. 当社は子会社に対して間接業務（経理、総務関連業務等）の支援を行う。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役から職務を補助すべき使用人を置くことの求めがあった場合は、その任に対応できる人員を配置する。

(7) (6) における使用人の当社取締役からの独立性に関する事項および当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人には、当社の業務執行にかかわる役職を兼務させない。また、当該使用人は、当社の就業規則に従うが、当該使用人への指揮命令権は各監査役に属するものとし、異動、処遇（査定を含む）、懲戒等の人事事項については監査役と事前協議のうえ実施するものとする。

(8) 次に掲げる当社監査役への報告に関する体制

① 当社の取締役および使用人が監査役に報告するための体制

取締役および使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生する恐れのあるとき、役職員による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは監査役に報告する。

② 当社の子会社の取締役・監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

- イ. 当社グループの役職員は、法令等の違反行為等、当社または当社の子会社に重大な損害を与える事項が発生し、または発生する恐れのあるとき、当社グループの役職員による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは監査役に報告する。

ロ. 当社グループの内部通報制度の担当部署は、当社グループの役職員からの内部通報の状況について、定期的に当社監査役に対して報告する。

(9) (8) において報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社グループの監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

(10) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかわる方針に関する事項

- ① 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、職務執行に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求にかかわる費用または債務が当該監査の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ② 監査役会が、独自の外部専門家（弁護士・公認会計士等）を監査役のための顧問とすることを求めた場合、当社は、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。
- ③ 当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用を支弁するため、一定額の予算を設ける。

(11) 監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 代表取締役その他の取締役は、監査役監査の重要性と有用性を認識し、監査役からの要請に応じて監査環境の整備に努める。
- ② 当社は、監査役と代表取締役との定期的な意見交換の実施、内部監査部門との連携体制の整備、会計監査人等の専門家との意思疎通を図るための体制の整備を行う。

7 | 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要 |

前記内部統制システムの体制整備に関する基本方針に基づく、第74期事業年度における運用状況の概要は、以下のとおりです。

(1) 内部統制システム全般

当社は、内部統制システムの体制整備に関する基本方針にのっとり、12部所、9拠点に対して、財務報告に係る内部統制監査を行うとともに、会計業務以外の業務活動および組織・制度に対し、適正性・法令遵守を確保する体制の運用状況を確認するため、9部所、7拠点に対して、会社法にのっとり業務・コンプライアンス監査を実施いたしました。

(2) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための取り組み

- ① 各社内行事開催時には、代表取締役から、コンプライアンスに関するトップメッセージを発信いたしました。
- ② コンプライアンスマインドの醸成・職場のハラスメント防止等を目的として、執行役員からのコンプライアンスメッセージを発信いたしました。
- ③ 部長を構成メンバーとしたコンプライアンス推進会議を開催し、各部門で策定した実施計画に対する展開状況を報告し、情報を共有いたしました。
- ④ 各拠点から選任されたコンプライアンス推進リーダーを対象に会議・コンプライアンス研修を実施し、コンプライアンス情報の提供等により、コンプライアンスマインドの醸成を図りました。
- ⑤ 管理職、入社2年目従業員を対象に階層別のハラスメント研修を実施いたしました。
- ⑥ 全部門に「コンプラサポート便（Q&A）」を配付するとともに、コンプライアンスに関するDVDを用いた事例研究を実施いたしました。
- ⑦ 全役職員に配付されている「協和日成グループ行動基準」について、各部門で周知・徹底を図りました。
- ⑧ 内部通報相談窓口の周知を図るため、相談窓口の概要や相談の流れ等の情報を社内イントラネットに掲載しております。
- ⑨ 内部情報管理および内部者取引防止規程にのっとり、重要事実等の情報の取り扱いを徹底し、インサイダー取引防止の強化に努めました。

- ⑩ 反社会的な勢力・団体との関係遮断については、「協和日成グループ行動基準」に明文化しており、継続的に各部門にて周知を図っております。また、警察および弁護士との連携のほか本社地区特殊暴力防止対策協議会への加盟、本社・拠点に不当要求防止責任者を選任し、反社会的勢力に関する情報を収集しております。
- ⑪ 経営品質委員会の下に設置されたガバナンスプロジェクトにおいて、改訂コーポレートガバナンス・コード全83項目について、コードの要求事項と当社の取り組み状況を整理したうえで、2021年12月取締役会にて当社「ガバナンス・ガイドライン」として決議、同月「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」を開示いたしました。

(3) 取締役の職務の執行にかかわる情報の保存および管理に関する取り組み

- ① 文書規程、情報管理規程、セキュリティポリシー等に基づき、取締役会議事録等の重要書類や個人情報および重要情報を適切に保存・管理しております。
- ② 基幹システムおよび社内イントラネットは、法、制度改正の都度、機能の改善を実施しております。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関する取り組み

- ① 毎月品質マネジメント会議を開催し、工事の施工にかかわるクレーム対応、改善処置、予防処置について情報を共有するとともに、QMS計画管理表に基づいた活動を全社展開しております。また、リスクアセスメントガイドラインに基づき、リスクアセスメント実施管理者会議、労災勉強会、産廃処理管理勉強会および安全運転管理者会議を開催しております。
- ② 個人情報管理規程、特定個人情報（マイナンバー）取扱規程、情報管理規程および情報システム利用規程に基づき適切に運用し、全社的な情報資産の機密性、安全性の確保に向け、情報の分類、保管場所、セキュリティ、責任者等を記載した「個人情報ワークシート」を全部門作成し、棚卸しを実施いたしました。
- ③ 代表取締役社長を委員長とし、取締役・監査役（社外含む）、執行役員を構成メンバーとした経営品質委員会を年2回開催し、経営に重大な影響を与える可能性のあるリスクの棚卸およびそのリスクのモニタリングならびに統制活動等の審議を行うとともに、統制活動が不十分と判断されたものに対しては、執行部門にその是正を求めました。

(5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための取り組み

- ① 取締役会規程に基づき、取締役会を15回開催いたしました。定例取締役会の各議案・報告事項については、事前に経営会議を開催し、社内協議を経たうえで取締役会に上程しております。
- ② 取締役会では、各取締役の業務執行状況を監督するために、四半期ごとに各担当取締役による業務執行報告を実施いたしました。
- ③ 業績および事業計画の進捗管理については、四半期ごとに行われる計画進捗会議に社長、本部長・担当役員、執行役員、社外取締役、監査役（社外含む）が出席し、目標予算や過年度業績に対する当期実績の詳細や予測について把握・確認しております。
- ④ 月次業績および累計業績については、月次決算後システムにより自動的に社内イントラネットに掲載され、迅速に報告されています。
- ⑤ 取締役会の実効性をより向上させるため、アンケート形式による各取締役・監査役の自己評価を実施しており、その結果・評価について、取締役会で報告・議論を行い、実効性が確保されていることを確認しております。

(6) 当社グループにおける業務の適正を確保するための取り組み

- ① 当社の取締役および執行役員が子会社の取締役に就任しているほか、当社の取締役が子会社の監査役に就任しており、定期的に開催される子会社の取締役会にて上程される議案について、適正であることを監督しております。
- ② 関係会社管理規程に基づき、担当部門から、子会社の業績および重要な事項等について、当社取締役会にて必要に応じて報告され、または決議事項として上程されており、適切に運用されております。

(7) 財務報告の信頼性を確保するための取り組み

- ① 業務プロセスに対する内部統制の有効性の評価にあたり、事前に全社的内部統制評価を行い、有効であることを「全社的内部統制評価報告書」としてまとめ、取締役会にて決議をいたしました。
- ② 監査室が第74期監査計画に基づき、会計監査人、監査役と連携を図りながら、財務報告に係る業務プロセスについて、整備状況評価および運用状況評価を実施いたしました。

(8) 監査役の職務の執行に伴う体制確保に向けた取り組み

- ① 当社の監査役会は、常勤監査役2名、社外監査役2名の4名で構成されております。監査役は、四半期ごとに開催している計画進捗会議、年2回開催している経営品質委員会に出席し、当社の業績、事業計画の進捗、主要リスクの内容、統制活動等について報告を受けております。
- ② 常勤監査役は、取締役会や経営会議等、会社における主要会議に出席し、業務執行が適切に行われているかを把握・確認するとともに、監査役会にて情報共有をしております。
- ③ 監査役は、取締役会に出席し、取締役等から行われる業務報告・業績進捗報告に対して、質問や意見を述べ、取締役の業務執行状況および取締役会の運営や議案決議の適法性・妥当性を監視しております。
- ④ 常勤監査役は、監査室が実施している、財務報告に係る内部統制監査および会社法にのっとりた業務・コンプライアンス監査に同行しており、部拠点における内部統制の整備・運用状況、会計業務以外の業務活動および組織・制度に対し、適正性・法令遵守を確保する体制の運用状況が適切に行われていることを監視しております。
- ⑤ 常勤監査役は、経理部と連携し、会計監査人による拠点監査に同行しており、各拠点における監査人監査について適切に行われていることを監視しております。

計算書類

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部	
科目	金額
I 流動資産	17,243,601
現金及び預金	8,060,110
受取手形	149,846
電子記録債権	342,681
完成工事未収入金及び契約資産	6,105,937
有価証券	99,580
未成工事支出金	2,046,500
原材料及び貯蔵品	59,529
短期貸付金	1,707
仮払金	5,836
前払費用	71,190
未収入金	237,507
立替金	86,046
貸倒引当金	△22,873
II 固定資産	9,013,406
有形固定資産	5,482,168
建物及び構築物	2,375,295
機械装置及び運搬具	3,131
工具、器具及び備品	94,193
土地	2,962,534
リース資産	42,013
建設仮勘定	5,000
無形固定資産	27,324
電話加入権	27,324
投資その他の資産	3,503,913
投資有価証券	2,728,732
関係会社株式	473,969
出資金	1,225
長期貸付金	2,061
繰延税金資産	195,799
保証金	15,665
会員権	21,299
破産更生債権等	2,181
役員生命保険	67,137
貸倒引当金	△4,157
資産合計	26,257,007

負債の部	
科目	金額
I 流動負債	8,172,663
支払手形	145,053
工事未払金	4,712,461
1年内返済予定の長期借入金	100,000
未払金	206,154
未払費用	375,598
未払法人税等	147,916
未払消費税等	79,477
未成工事受入金	1,426,125
預り金	90,553
賞与引当金	827,675
工事損失引当金	48,667
リース債務	12,980
II 固定負債	467,221
退職給付引当金	228,671
役員退職慰労引当金	160,573
長期リース債務	33,152
資産除去債務	44,823
負債合計	8,639,885
純資産の部	
I 株主資本	17,134,356
資本金	590,000
資本剰余金	1,918
資本準備金	1,909
その他資本剰余金	9
利益剰余金	16,578,477
利益準備金	145,591
その他利益剰余金	16,432,886
別途積立金	5,300,000
圧縮積立金	584,720
繰越利益剰余金	10,548,165
自己株式	△36,040
II 評価・換算差額等	482,765
その他有価証券評価差額金	482,765
純資産合計	17,617,122
負債純資産合計	26,257,007

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		
完成工事高	32,694,064	
手数料売上高	1,550,181	34,244,246
売上原価		
完成工事原価	30,689,759	30,689,759
売上総利益		
完成工事総利益	3,554,486	3,554,486
販売費及び一般管理費		2,295,285
営業利益		1,259,201
営業外収益		
受取利息	5,486	
受取配当金	73,755	
受取手数料	53,169	
不動産賃貸料	21,480	
雑収入	38,756	192,648
営業外費用		
支払利息	1,810	
不動産賃貸費用	8,342	
支払手数料	37,749	
雑支出	821	48,724
経常利益		1,403,125
特別利益		
投資有価証券売却益	74,933	74,933
特別損失		
固定資産除却損	394	
投資有価証券評価損	1,159	1,553
税引前当期純利益		1,476,505
法人税・住民税及び事業税	472,694	
法人税等調整額	△75,165	397,529
当期純利益		1,078,975

株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本											株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					自己株式		
		資本準備金	その他剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計			
						別途積立金	圧縮積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	590,000	1,909	9	1,918	145,591	5,300,000	586,738	9,815,264	15,847,594	△35,887	16,403,625	
会計方針の変更による累積的影響額								△2,706	△2,706		△2,706	
会計方針の変更を反映した当期首残高	590,000	1,909	9	1,918	145,591	5,300,000	586,738	9,812,557	15,844,887	△35,887	16,400,918	
当期変動額												
剰余金の配当								△345,384	△345,384		△345,384	
圧縮積立金の取崩							△2,017	2,017	—		—	
当期純利益								1,078,975	1,078,975		1,078,975	
自己株式の取得										△152,623	△152,623	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)												
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	△2,017	735,607	733,590	△152	733,437	
当期末残高	590,000	1,909	9	1,918	145,591	5,300,000	584,720	10,548,165	16,578,477	△36,040	17,134,356	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	490,667	490,667	16,894,292
会計方針の変更による累積的影響額			△2,706
会計方針の変更を反映した当期首残高	490,667	490,667	16,891,585
当期変動額			
剰余金の配当			△345,384
圧縮積立金の取崩			—
当期純利益			1,078,975
自己株式の取得			△152,623
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△7,901	△7,901	△7,901
当期変動額合計	△7,901	△7,901	725,536
当期末残高	482,765	482,765	17,617,122

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

株式会社協和日成
取締役会 御中

藍監査法人
東京都港区
指 定 社 員 公認会計士 関 端 京 夫
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 富 所 真 男
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社協和日成の2021年4月1日から2022年3月31日までの第74期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第74期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月23日

株式会社協和日成 監査役会

常勤監査役	山	口	雄	司	Ⓔ
常勤監査役	神	長	建	史	Ⓔ
社外監査役	戸	原	健	夫	Ⓔ
社外監査役	舘			茜	Ⓔ

以上

メ 毛

A series of 18 horizontal dashed lines, evenly spaced, extending across the width of the page. These lines are intended for handwriting practice, providing a guide for letter height and placement.

株主総会会場ご案内図

会場

東京都中央区入船三丁目8番5号
当社本店3階ホール

交通

東京メトロ有楽町線
東京メトロ日比谷線
JR京葉線、東京メトロ日比谷線

「新富町駅」 7番出口より徒歩3分
「築地駅」 3a番出口より徒歩7分
「八丁堀駅」 A2出口より徒歩8分



※駐車場の用意はいたしていませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。